光町だより

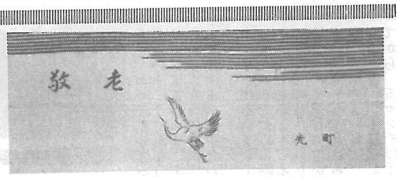

発行所　光町役場
匝瑳郡光町宮川5,454の5　電話横芝242・243

納税告知板

昭和36年度

県町民税　第三期
国民健康保険税　第三期

＜10月1日より10月31日まで＞

昭和三十六年度産米予約売渡しの推進状況について

本年は稲作にとって最も理想型の天候であったことがうかがはれ、従って順調に生育が促進された事も例年に比を見ない現象であり、結果的に良質多収穫の実が挙り、七ケ年連続豊作のトップに位する作柄であった事は稲作を主体に農業経営をすすめる生産農家にとって確かに喜ばしい実情と云ひませう。

更に収納作業も一段と捗って去る九月十六日の台風襲来の報が伝った頃は殆んど収穫が終った跡であり、このやうなことは今迄に全く経験しないケースであります。

現在（九月二十日）は予約売渡しのさ中であり大分多忙を極めて居りますが、売渡しの成績は別表の通り予約数量四一、五〇四俵に対し売渡し数量は二六、〇六八俵で指数は六三％であります。食糧事務所の見透しからしても九月末日迄に九十九％の売渡しが済ませられる推定のやうであります。農家経済の面からしてもこの成績で推進出来得ることが最も望ましいものであります

写真は産米出荷風景

昭和36年産米予約売渡状況

地区名	予約目標数量 A	予備予約数量	予約数量B	指数BA	9月20日現在出荷数C	指数CB	農家戸数
	俵 斗	俵	俵	%	俵	%	戸
吉田	14,342.2	14,593	15,271	106.47	10,695	70.03	371
日陽	9,950	10,761	12,306	123.68	8,710	70.78	268
南条	8,807.2	9,043	9,546	108.38	4,869	51·01	384
東浜	3,425	3,773	4,381	127.91	1,794	40.95	228
白合	36,525	38,170	41,504	113.63	26,068	62.81	1,251

議会だより

九月十五日午前九時から町議会定例会が招集され次の議案が付議されそれぞれ可決された。

議　案

一、光町文化財保護に関する条例の制定について

二、光町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三、昭和三十六年度光町一般会計予算額の追加更正について

四、四〇八、〇〇〇円で総予算額は四一、九一一、二〇〇円であります。

九月一日　算議定の件

本年度に入り追加更正は第二回であって、才入才出の追加額は七、七五二、七二七円で累計総予算額は九、二一〇、二二七円であります。

四、光町国民健康保険特別会計（施設勘定）才入才出追加更正予算議定の件（東陽病院）

本年度第一回目の追加更正で才入才出の追加額は、四、四〇八、〇〇〇円で総予算額は四一、九一一、二〇〇円であります。

光町文化財保護条例制定

このたび、恩給法が改正されて旧軍人や旧軍属として戦地等に働いていた人の恩給に「地域加算」が認められることになりました。

次に、そのあらましを、お知らせしましょう。

まず、恩給の請求ができる人は、昭和二十一年二月一日まで、普通恩給を受ける権利の裁定を受けていない者（未裁定者）で法律の定める地域に勤務していた者に限ります。

加算とは、実際に勤務した年月に、一定の年月を加えて恩給年限とするもので、例えば三カ月加算といえば実際には一カ月しか勤務しないのに四カ月勤務したことにして恩給が給せられるというわけです。

そこで、今回認められた加算を具体的に認しますと、およそ次のとおりです。

▽戦地加算＝加算率は、三カ月以内で地域、期間により異なりますが、支那、南方地域等がこれに当ります。

▽算率は二カ月で、支那、満洲、仏領印度支那等が

★★★